

城北自治連（町内会長会）だより

2026/4/28
12号
城北地区自治連合会
事務局：城北地区公民館

朗報：地域コミュニティ活動支援事業の補助内容が拡充されました

鳥取市がこれまで実施してきた「地域コミュニティ活動支援事業」では、町内会の活動を支えるため、1町内あたり上限3万円の補助金が交付されてきました。

この補助金について、令和8年度の事業から補助対象経費の範囲が大きく拡大され、より使いやすく改善されました。

町内会活動の負担軽減や、地域のつながりづくりを後押しする内容となっていますので、ぜひ今後の活動にご活用ください。



■ 補助対象経費の主な拡大内容

● [消耗品費] の拡大

- ◎ これまで対象外だった参加費が補助対象になりました。
- ◎ 行事やイベントで使用する景品代の上限(1万円)も撤廃され、必要に応じて柔軟に活用できるようになりました。これにより、町内会行事の参加促進や、企画内容の幅が広がります。

第1回 町内会長会：(4月23日開催)

【主な協議事項】 *抜粋

- ① 令和8年度鳥取市地域コミュニティ活動支援事業について
- ② 通学路合同安全点検の実施について
- ③ 鳥取市インフラ維持投稿システム『みつけたろう』の利用案内課)
- ④ 令和9年度鳥取市町内会集会所新築等補助事業の要望書の提出)
- ⑤ 鳥取市社会奉仕活動等補償制度について

【報告事項】

- ① 令和8年度鳥取市自治連合会定期総会について

【城北地区自治連合会 連絡事項等】

- (1) 町区活動費・地区自治連合会会費について [資料21](#)
- (2) 地区事業・各種団体等への負担金について [資料22](#)
- (3) “公式LINE”による電子情報(回覧板)について
- (4) 会長会の申し合わせ事項について
- (5) 常任理事の選出について
- (6) 会長・副会長候補の推薦について

次回：令和8年度 第2回 理事会(会長会)

■ 日時 令和8年6月11日(木)19時00分～

● [食糧費] の拡大

- ◎ 事業実施に必要な食品(既製品も可)や飲料が補助対象になりました。
- ◎ 熱中症対策に限らず、行事運営に必要な飲食物が対象となるため、夏祭り・清掃活動・交流会など幅広い場面で利用できます。

● [使用料および賃借料] の拡大

- ◎ これまで「鳥取市内の施設」に限定されていた利用要件が撤廃されました。
- ◎ 市外の施設や会場を使用する場合でも補助対象となり、活動場所の選択肢が広がります。

■ まとめ

今回の制度改正により、町内会のコミュニティ活動がより実施しやすくなりました。

地域の交流促進、防災活動、子ども会、高齢者支援など、さまざまな取り組みに活用できる制度です。

今後の町内活動の企画や運営に、ぜひ積極的にご活用ください。



QRコード

城北公民館のホームページに。各種団体の“たより”を掲載しています。いつでも閲覧できます。